

# 新潟市ジュニアオーケストラ教室保護者会会則

## 第一章 名称

第1条 本会は新潟市ジュニアオーケストラ教室保護者会と称する。

## 第二章 目的

第2条 本会は、新潟市ジュニアオーケストラ教室の活動の協力、会員相互の親睦を計ることを目的とする。

## 第三章 所在地

第3条 本会の事務局を新潟市中央区一番堀通町3番地2に置く。

## 第四章 設立年月日

第4条 本会の発足は、昭和56年8月1日とする。

## 第五章 事業

第5条 本会の目的に沿って次の事業を行う。

- (1) 演奏会等の協力
- (2) 会報の刊行
- (3) その他の事業

## 第六章 会員

第6条 本会は、新潟市ジュニアオーケストラ教室団員（以下、本会則において「団員」という。）の保護者をもって構成する。

## 第七章 役員

第7条 本会に役員として会長1名、副会長及び、委員若干名を置く。

2 前項に定める役員のほか、顧問等を置く事ができる。

3 年度途中で欠員が生じた場合、当該年度における役員の補充は会長に一任する。

第8条 役員は会員の立候補および推薦により選出し総会で承認する。

第9条 役員の任期は2年とする。但し、再任は妨げない。再任任期は一年とする。

## 第八章 会議

第10条 会議は総会および役員会とする。

第11条 会長は毎年一回原則六月に総会を招集する。副会長がその議長となる。ただし、会長は必要がある場合および会員の2/3以上の請求がある場合は、臨時総会を招集する。

- 第12条 総会は会員の過半数の出席（委任状も可とする）で成立するものとする。
- 第13条 会長は必要に応じて役員会を招集し、その議長となる。
- 第14条 総会は次の事項を審議、決定する。
- (1) 事業報告並びに収支決算に関する事項
  - (2) 事業計画並びに収支予算に関する事項
  - (3) 役員改選に関する事項
  - (4) その他必要な事項

## 第九章 会計

- 第15条 本会の目的を達成するために必要な経費は、会費及び寄付金を持って充てる。
- 第16条 年会費は次のとおりとし、年度途中で退会しても返金しない。
- (1) 団員1名につき15,000円
  - (2) 10月1日以降に新潟市ジュニアオーケストラ教室に入団した団員は、(1)にかかわらず団員1名につき8,000円とする。
- 第17条 本会の会計年度は毎年6月1日に始まり、翌年5月31日に終わる。

## 付記事項

- 1 高校3年生の会費は15,000円とするが、演奏会DVDを進呈するものとする。
- 2 役員は四月以降、高校1年と2年の団員をもつ会員で構成する。ただし、役員経験者は除く。
- 3 指導者、保護者会会員、生徒において本人の結婚、死亡の場合は10,000円を保護者会より慶弔金として支払う。
- 4 「ひびき」は卒団後3年経過した時点で送付希望をとり、送付希望があった場合のみ送付する。

## 附則

- この会則は、1996年9月2日から施行する。
- この会則は、2000年6月25日から施行する。
- この会則は、2002年6月23日から施行する。
- この会則は、2003年6月29日から施行する。
- この会則は、2005年6月5日から施行する。
- この会則は、2006年6月5日から施行する。
- この会則は、2008年6月2日から施行する。
- この会則は、2009年6月14日から施行する。
- この会則は、2010年6月14日から施行する。
- この会則は、2016年6月12日から施行する。